

「国务院弁公庁の映画産業の繁栄と発展の 促進に関する指導意見」

日本貿易振興機構（ジェトロ）

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

http://www.gov.cn/zwgk/2010-01/25/content_1518665.htm

国務院弁公庁の映画産業の繁栄と発展の促進に関する指導意見

国弁発〔2010〕9号

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会及び各直属機関御中

映画は人民大衆に非常に好まれる文化娯楽形式の一つであり、映画産業は科学技術レベル及び付加価値が高く、資源消費と環境汚染の少ない文化産業である。映画産業を積極的に繁栄発展させることは、社会主義文化の建設を強化し、人民大衆の精神文化への要求に応え、経済社会の協調的発展の促進につながる。同時に、中華文化の国際競争力と影響力を拡大し、国の文化的ソフトパワーを増強するうえで重要な意義を持つ。近年、映画産業は踏み込んだ改革と「鋭意革新」に努めてきたことで、製品が豊富になり、市場も活発化し、良好な社会的効果と経済効果をあげるようになっている。中国共産党第17回全国代表大会で打ち出された社会主義文化を積極的に発展及び繁栄させるための重要な業務手配を徹底させ、中央政府の世界金融危機に対応した、経済の安定的かつ迅速な成長を維持し、文化産業の発展を加速するための政策決定とその業務手配を徹底させ、映画産業の繁栄発展を促進することを目的に、国務院の同意を得て、ここに以下の指導意見を提出する。

1. 总体要求、基本原則、及び発展目標

(1) 总体要求

鄧小平理論と重要思想「三つの代表」の指針とし、科学的発展観を徹底的に実行し、「旗印を高く掲げ、大局的見地に立ち、人民にサービスをし、改革刷新に努める」という总体要求に沿った正しい方向性をしっかりと見極める。「二為」（人民の為に奉仕する、社会主義の為に奉仕する）という方向性と「双百」（百花齊放、百家争鳴）という方針を堅持し、社会主義の中核となる価値体系を発揚しつつ、中国の特色ある映画発展の道を歩む。製品を豊富にすることと産業としての発展を加速させることをそのテーマとし、改革刷新をその原動力とし、デジタル化技術をその支えとし、現代的インフラをその拠り所とし、科学的管理をその保障とし、人民大衆のますます強まる精神文化へのニーズに応えることをその出発点及び足がかりに、わが国の映画産業の飛躍的な発展を積極的に推進し、映画大国から映画強国への歴史的転換を実現する。

(2) 基本原則

①正しい方向性と科学的発展を堅持する。映画が持つ意識形態及び文化商品としての二つの属性を正しく把握し、その審美娯楽及び教育という二つの機能を

発揮させ、その社会主義市場経済及び芸術創作の二つの法則性に沿いつつ、常に社会的効果を第一義に考え、社会的効果と経済効果の統一を図る。

②「人間本位で大衆にサービスする」という原則を堅持する。人民大衆の基本的な文化権益を保障し、人民大衆の多層的かつ多方面で多様な精神文化のニーズに応えることに着目し、豊富な製品と市場の繁栄に努め、品質を高め、サービスを改善し、消費を誘導し、成長を促進する。

③「市場によって運営し、政府によって推進する」という原則を堅持する。映画産業の発展推進における市場の基本的な役割を十分に発揮させ、多様なルートで資金を調達する。市場による運営と政府による支援の結合、及び産業経営と公益サービスの結合を強化し、改革の深化と政策の整備によって法制度の確立を強化し、体制・システムの刷新、芸術革新、技術革新、経営及び管理面の刷新を積極的に進め、国情に立脚し、世界の優れた文化を参考にし、映画産業を発展させるための活力を絶えず強化する。

④「重点的な突破と全体的な推進」という原則を堅持する。映画産業の改革発展の要となる部分や重点問題をしっかりとらえ、高品質化戦略や基幹企業ブランド戦略、重点事業や重点プロジェクトによる牽引戦略をしっかりと実施し、点によって面を牽引し、映画産業の全体的な実力、競争力、影響力の増強を図る。

(3) 発展目標

全体目標は以下の通り。即ち、2015 年末までに改革刷新及び投入を拡大し、発展を加速させることで、健全な市場の公平競争及び企業の自主経営による映画産業の運営システムと、「市場が運営し、企業が経営し、政府が購入し、大衆が受益者となる」映画公共サービス体制及び「法に基づく行政、科学的コントロール、力強い保障、効果的な管理」を特徴とする映画行政管理体制、都市と農村をカバーする映画デジタル化配給上映ネットワークを確立し、映画の制作能力、経営管理能力、技術革新能力、公共サービス能力及び国際普及能力を全面的に押し上げる。

①制作・経営能力とブランド影響力を大幅に高める。主力事業が好調かつ有名なブランドで、実力と競争力を合わせ持った若干の大型基幹映画企業を形成する。

②科学技術のサポート力を大幅に強化する。映画の技術開発と品質検査業務を強化し、技術基準体系と技術サービス監督管理のためのプラットフォームを構築及び健全化し、映画のデジタル化技術装備の水準を大幅に高め、映画の制作・加工面の品質を大きく改善し、映画のデジタル化・メンテナンス・保存・伝送・上映及び動画ソフトウェアの開発等を積極的に推し進める。

③インフラを大幅に改善する。映画デジタル配給上映ネットワークのいっそうの整備を図る。映画館の規模を速やかに拡大し、全国の地級市・県級市及び条

件を備えている県人民政府所在地にはデジタル映画館が普及しているという状態にする。2009年から2012年までの間に、地級市におけるデジタル映画館の建設と改造をほぼ完了させ、一部の県級市におけるデジタル映画館の建設と改造を完了させる。また、2013年から2015年の間に、県級市と条件を備えている県人民政府所在地のデジタル映画館の建設と改造をほぼ完了させる。なお、東部地区と条件を備えている地域は率先してデジタル映画館を建設する。

④豊富かつ多彩な製品を目指す。映画の品質を大幅に高め、制作量を着実に増やし、様々なカテゴリーと種類及び多様な制作のための布陣を行い、現実的で大衆の生活に密着した質の高い作品を毎年発表できるようにする。

⑤産業としての総合効果を大幅に高める。国産映画市場の規模とシェアの拡大を今後も目指し、観客数と上映回数を倍増させて、投入と産出の良性循環を創出し、映画の経済総量の平均年成長率を20%超にする。同時に、関連産業の発展を牽引し、派生産業チェーンの拡張に努め、総合効果を著しく高め、映画産業を中国サービス業の重要な構成要素とする。

⑥公共サービス能力を大幅に高める。農村と学校におけるデジタル映画館の建設を強化し、上映環境を改善し、公益サービスを提供し、各行政村に対し毎月1回映画の上映と、小中高生のために毎学期2本の愛国主義教育映画の上映を保証する。

⑦一層の国際競争力の向上を目指す。映画の海外進出を積極的に推進し、国際競争力と影響力のある国際的な映画普及会社を育成し、国際市場の需要に対応した国産映画の開発に努める。国外で開催される公益性の高い中国映画祭や国際映画祭への参加、商業的な海外普及活動を通して、国産映画の国際影響力と競争力及びシェアを高め、国の文化的ソフトパワーの強化を図る。

2. 主要措置

(1) 制作に力を入れる

数量を安定的に増やすと同時に、品質の向上にますます力を入れ、大衆及び市場に向けて高品質化戦略を実施し、優秀作品を数多く制作するように努める。主旋律映画（訳注：国策を反映した映画）を発揚し、多様化を提唱し、民族精神と時代精神を発揚し、真・善・美を謳歌し、偽・醜・悪を攻撃し、現実生活と人民の主体的立場を反映した重点映画をしっかりと制作していく。思想性・芸術性・観賞性の有機的統合に努め、人々に元気を与え、自信を持たせ、人々の力を凝集させ、調和を促進する等の映画のプラスの役割を十分に発揮させる。現実・農村・少数民族・子どもを題材とした劇映画の制作を積極的に支援し、アニメ、ドキュメンタリー映画、科学教育映画及びインターネットや携帯電話などの新しい媒体や形式による普及に相応しい作品の制作を積極的に促進し、

様々なカテゴリーと種類及び多様な映画制作のための布陣に努める。映像制作・アニメ等の産業基地の建設を本格的に進め、映画制作の集約化と規模化を推進する。特殊映画の研究を強化する。政府の評定表彰制度を改善し、積極的かつ健全な文芸批評を行い、良好な制作環境の創出に努める。健全な政府資金の投入メカニズムを構築し、優秀映画作品特別資金等の制度を今後も実施し、その政府の資金によって制作を促し、繁栄させるという効果をこれまで以上に発揮させる。「国务院弁公庁が財政部及び中共中央宣伝部に替わって公布する文化事業の発展をよりいっそう支援するための若干の経済政策に関する通知」（国弁発〔2006〕43号）の要求を徹底させ、優秀映画作品特別資金を引き続き設けて自区域の重点映画撮影プロジェクトの支援に用いる。文化産業発展資金を十分に活用して映画制作の支援を強化する。

(2) 新型企業を積極的に育成する

国有映画事業単位の企業への転換及び会社制・株式制改革を推進する。「国务院弁公庁の文化体制改革における経営性文化事業単位の企業への転換及び文化企業の発展を支援するための2規定の印刷配布に関する通知」（国弁発〔2008〕114号）等の関連文書の精神を徹底させ、政策及び資金面の支援を強化する。企業ブランドの刷新を中核にすえ、映画の品質とマーケティング能力の向上を筆頭に、映画の制作・配給・上映資源を統合し、産業チェーンを拡張し、区域や業界、所有制の違いを越えた発展を推進し、国有あるいは国有持株基幹企業の育成と発展に力を入れ、国有経済の統制力及び活力の強化を図る。「専門性・高品質・特殊・新型」を特徴とする多数の中小企業の発展を加速させる。社会資本による投資を奨励し、様々な所有制の映画制作企業を積極的に発展させ、法律法規の許す範囲で審査手順を減らし、審査手続きの簡素化に努め、審査サービスの最適化を図る。なお、非公有制映画企業に対しても投資許可・土地使用・財税制政策・融資サービス・対外貿易面において国有映画企業と同等の待遇を付与する。

(3) 映画館の経営規模を引き続き拡大する

映画館の制度改革を一段と進め、複数の区域に跨る映画館や特色のある映画館、デジタル映画館の発展に力を入れる。系列映画館の経営及び営業方式、管理経験を積極的に模索し、全国的な映画上映チケットシステムの構築と管理を強化し、映画館の経営・サービス水準を高める。主流系列映画館市場を発展させ、二級市場及びコミュニティーの映画市場及び農村上映市場の開発に注力し、テレビ放映やホームシアターでの上映、インターネットによる配信、携帯電話等のモバイルマルチメディアでの配信等の市場を積極的に開拓し、「迅速な伝送、広範なカバー力、多様なレベル」を特徴とする現代映画市場を形成する。国産映画の配給・上映を拡大し、国産映画の年間上映時間を総上映時間の3分の2以

上にするという規定を徹底させ、国産映画の配給・上映の評価と奨励を確実に強化する。映画事業を発展させるための国の特別資金制度を今後も実施し、映画産業のマクロコントロールの強化と国産映画の配給・上映の促進に用いる。

(4) 都市部におけるデジタル映画館の建設を積極的に支援する

都市部におけるデジタル映画館の建設と改造を国民経済・社会発展計画に組み込むほか、文化産業発展計画と精神文明建設に関する全体的業務手配の一部に位置づけ、都市・農村建設及び土地利用全体計画の重点推進プロジェクトとする。「政府が推進し、市場によって運営する」という原則を堅持し、貸付・税制面の優遇政策や助成金・奨励等の様々な手段や施策を講じて、都市部におけるデジタル映画館の建設を強化し、各種資本を投入して商業性映画館やコミュニティー映画館の建設を奨励する。国は必要な資金を供与し、中西部地区の中小都市及び県人民政府生所在地における映画館建設を支援し、各地方は建設プロジェクトの用地選定、立案、土地収用、投入、登録等を強力に後押しする。都市部のデジタル映画館の建設に使用する国有地が、土地利用全体計画と都市計画に合致したものであれば、土地供給を支持し、用地希望者が一人だけの場合は、法律法規の規定に基づき話し合いによって用地を提供することができる。投資者はその用地を指定の目的以外に用いてはならず、使用目的を変えることがあってはならない。

(5) 投融資政策による支援を奨励・強化する

金融機関の映画企業に対する金融面のサポートの強化を奨励し、金融機関が映画産業の発展に見合った融資方法や金融サービスを開発するように導き、それを奨励する。貸付条件を満たしている映画企業については、金融機関は合理的に貸付期限と利子を確定し、サービスの質と効率を高めるものとする。条件を備えている映画企業については、社債・短期証券・MTNの発行及び銀行融資の利用等の様々な融資手段や多方面から融資ルートを開拓し、その規模を拡大し、企業の体力強化を支援する。条件を満たしている国有及び国有持株映画企業の再建と上場を積極的に推進する。映画ベンチャー投資システムの構築を積極的に模索し、各地方は中小企業の起業と発展のための投資ファンドを活用して映画産業へのベンチャー投資を支援する。また、大手企業による株式参入や株式支配等の方法での映画への投資を奨励するほか、有力企業や団体が法に基づいて各種映画投資会社を設立することを奨励し、映画分野の戦略投資家の育成に努める。

(6) 技術革新を積極的に推進する

映画産業分野の基本的かつ戦略的及び将来性のある新技術の開発と応用を奨励し、企業を主体とし、市場を導き手とし、産学研が一体となった映画技術革新体系の構築に努め、映画技術企業が映画技術の開発及びインフラ改善を奨励

する。映画デジタル化発展計画を実施し、映画の制作・配給・上映・保存・監督管理面でのデジタル技術の応用を積極的に普及させる。国家中影デジタル映画制作基地の経営管理水準を高め、制作能力の集約化を図る。世界の先進技術を導入・消化・吸収し、自主革新を強化し、わが国の映画産業の発展要求に合ったデジタル映画の基準体系を整備し、デジタル設備の国産化水準を高める。デジタル映画技術サービス体系を開発し、全国及び省級の映画デジタル化サービス監督管理のためのプラットフォームの構築を加速し、0.8K デジタル映画の移動上映や、1.3K 及び 2K デジタル映画上映の市場サービスと技術監督管理システムを整備する。ネットワークを使ったリアルタイムモニタリングシステムの研究を加速させ、デジタル化配給及び受け入れシステムを整備する。早急に資料映画のデジタル化メンテナンスプロジェクトに着手し、デジタル映画ライブラリーの設立と利用を加速する。

(7) 公共サービスを全面的に強化する

農村の映画デジタル化上映プロジェクトに注力する。様々な所有形態の農村系列映画館経営会社と農村における映画上映のための人材を積極的に育成し、デジタル化移動上映を普及させる。条件を備えている地域は郷鎮立総合文化センターや村立文化室を活用して固定の上映場所を設ける。健全な公共財政の保障と公益著作権保障のためのシステムを確立し、投入を拡大し、サービスを改善し、システムの刷新と管理を強化し、農村における映画上映の規範化及び制度化、長期的効果のための改革を積極的に推進する。映画企業による都市・農村・コミュニティ、工場・鉱山、学校、軍、広場等での公益性の高い上映活動を奨励する。映画配給上映企業に対し優遇チケット等の方法で農民工や都市部の低所得層の映画ニーズを満たすように提唱する。少数民族言語への吹き替えのための助成を引き続き拡大し、少数民族の人たちが見て理解できる映画を提供していく。愛国主義教育映画の鑑賞を小中高及び中等職業学校のカリキュラムに組み込む。農村の義務教育段階における児童・生徒のための愛国主義映画上映に必要な経費は公費から支出し、都市の義務教育段階における児童・生徒のための映像教育に必要な経費は公費の支出範囲に組み入れる。

(8) 国際的影響力の強化に努める

映画の海外進出戦略を積極的に実施し、文化製品及びサービスの輸出を奨励・支援するに当たっての国の優遇策を実行し、既存のルートを使って映画作品及びサービスの輸出を強力に後押しし、長期的な効果の期待できるシステムを構築する。海外マーケティングのための市場主体を早急に育成し、国産映画の海外普及力を強化し、ルートを開拓し、ネットワークを整備し、国産映画の海外普及体系構築のための模索を続け、国産映画の世界の主流映画市場への参入を促進する。映画企業や映画作品の重要な国際映画祭や映画展及び映画取引

市場への参画を支援し、「上海国際映画祭」等の活動のさらなる充実を図る。「中国映画チャンネル」等のテレビ放映に関する提携、ケーブルテレビネットワークの賃借り、インターネット等の新たなメディアや手段による海外進出を加速させてユーザー数を増やす。各国政府、国際映画祭・映画展の組織委員会、映画機関、団体、業界団体等との広範かつ友好的な提携普及のためのシステムを構築し、海外との合作映画制作の機会を増やし、引き続き中国映画祭等を開催して国際影響力の増強に努める。

(9) 常に監督管理体系の整備に努める

映画産業の発展を促進するための法律法規と政策体系の整備を早急に進め、映画産業促進法の制定と公布・実施を重点的に行い、踏み込んだ映画改革のための政策を整備する。地方の映画行政管理職能の一本化と委譲を加速し、各級広播電影電視（ラジオ映画テレビ）部門の「職能の転換、関係の見直し、構造の最適化、能力向上を推進し、権限と責任の一致、分業体制の合理化、スムーズな執行、強力な監督管理」を特徴とする映画行政管理体制を構築し、常に法に基づく行政水準の向上に努める。各種管理制度を厳格に執行し、市場参入面の管理を強化し、立案・届出・審査・配給上映・放映等の各段階を厳しく管理し、インターネットによる映画配信秩序の規範化を図る。法執行力を強化し、法律・行政・経済・技術等の手段を総合的に運用して監督管理を強化することで、各種の不法映画を防止し、映画の不正取引や海賊版等の違法犯罪行為を厳しく取り締まり、映画関連の知的財産権を保護し、上映行為の規範化し、市場秩序の擁護に努める。映画産業のデータ統計作業を一元化し、全面的かつ正確で、公開性と透明性のある映画市場関連情報を保証する。映画関連の業界団体や学会等の社会団体の機能を十分に活用し、業界の自律を強化し、良いイメージの確立に努める。

(10) 人材育成に力を入れる

環境を整え、施策を整備し、映画関係の高等教育と職業教育を積極的に発展させると同時に、在職者向け研修及び実践を強化し、「法律法規を遵守し、愛国心があり勤勉で、職業道徳と技巧の両方を併せ持ち、技術に精通し、社会的影響力のある」優秀な人材を育成し、制作・技術・経営・管理等の各種専門的人材の育成を重点的に強化する。若い人材の育成と登用を重視し、常に人材構造の最適化を図る。芸術と現代情報技術の両方に詳しい複合型人材や、経営のことが解り、かつ外国語によるコミュニケーション能力があり、国際活動を熟知した外向型人材の育成を重視する。また、人事制度改革を積極的に進め、優秀な人材が頭角を現すようなシステムの確立を目指す。

3. 組織と指導を強化し、徹底化を図る

各地方は全局的かつ高い見地から映画産業を繁栄発展させることの重要な意味を十分に認識し、映画産業の繁栄発展の促進を重要課題として当地の経済・社会・文化発展全体計画とその布陣に組み入れ、指導を強化し、周到的な業務手配を行い、関連政策を整備し、施策を強化し、映画産業の繁栄発展を促進する。本意見で確定されている目標任務と要求に基づき、また当地の実情にも鑑み、具体的な実施意見を早急に制定し、実質的効果をあげるように心がける。各関連部門と単位は職能上の分業に基づき、意思疎通と話し合いを頻繁に行い、よく協力し合い、関連の政策措置と「弁法」を早急に制定・整備するとともに、指導と監督検査に本腰を入れなければならない。各級広播電影電視部門は責任意識を高め、具体的な業務をしっかりと行い、速やかに新たな状況を研究し、新たな問題を解決しなければならない。

国务院弁公庁
2010年1月21日